

事務連絡
平成25年2月1日

公益社団法人日本建築士会連合会
社団法人日本建築士事務所協会連合会
社団法人日本建築家協会
社団法人日本建設業連合会
社団法人全日本建築士会 御中

国土交通省住宅局建築指導課

建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について

建築物の設計者等が建築士であることについては、建築確認手続きにおいて建築士免許証等の写し等により確かめているところですが、今般、一級建築士免許証の写しの偽造により、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案が全国で発覚していることを踏まえ、同様の事案の再発防止を図る観点から、より厳格な方法により建築士免許登録の有無を確かめることが必要とされています。

また、平成20年施行の改正建築士法により、建築士事務所に属する建築士に対する定期講習の受講が義務付けられ、平成24年3月をもって受講の経過措置期間が終了したところですが、未受講者に対する定期講習の受講促進のためには、建築確認手続きの機会をとらえ、設計者等である建築士に対して定期講習の受講を促すことが有効です。

このため、平成25年1月より、建築確認手続きにおいて、建築士免許証等及び定期講習修了証の原本等により、建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認するよう、特定行政庁及び指定確認検査機関に対し別添の技術的助言を送付し要請しているところです。

貴職におかれましては、これらの措置について会員に対して周知を行い、建築士法の円滑な施行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

国住指第3329号
平成24年12月3日

各都道府県建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について
(技術的助言)

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

建築物の設計者等が建築士であることについては、建築確認手続きにおいて建築士免許証等の写し等により確かめているところですが、今般、一級建築士免許証の写しの偽造により、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案が全国で発覚していることを踏まえ、同様の事案の再発防止を図る観点から、より厳格な方法により建築士免許登録の有無を確かめることが必要とされています。

また、平成20年施行の改正建築士法により、建築士事務所に属する建築士に対する定期講習の受講が義務付けられ、平成24年3月をもって受講の経過措置期間が終了したところですが、未受講者に対する定期講習の受講促進のためには、建築確認手続きの機会をとらえ、設計者等である建築士に対して定期講習の受講を促すことが有効です。

このため、平成25年1月より、下記により、建築主事及び指定確認検査機関において、建築確認手続きの中で建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認していただきますようお願いいたします。

なお、当面、本技術的助言を根拠として建築確認手続きにおける免許登録の有無を確認していただきますようお願いいたしますが、今後、平成19年国土交通省告示第835号（確認審査等に関する指針）を改正し、建築士の免許登録の有無を確認する方法について同告示に位置付ける予定であることを申し添えます。

貴職におかれましては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

記

1. 建築士等の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認する方法について

確認申請書、完了検査申請書又は中間検査申請書（以下、「確認申請書等」という。）が提出された際に、当該申請書第二面の「3. 設計者」欄又は「5. 工事監理者」欄に建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（以下、「建築士等」という。）の資格及び氏名が記載されている場合においては、記載されている全ての建築士等について、建築士等の免許登録の有無（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の有無を含む。）及び定期講習（構造設計一級建築士定期講習及び設備設計一級建築士定期講習を含む。）の受講状況について、次の方法のいずれかにより確かめること。

① 建築士免許証等及び定期講習修了証の原本による方法

申請者に対し、確認申請書等に記載された建築士等に係る建築士免許証等（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を含む。）及び定期講習修了証の原本の提示を求め、内容を確認する。

② 建築士名簿の照会による方法

建築士法に基づく中央指定登録機関である公益社団法人日本建築士会連合会又は都道府県指定登録機関である各都道府県建築士会が発行する建築士登録内容の証明書により確かめる。

③ 建築士データベースによる方法

建築士データベースの登録情報により確かめる。

2. 建築士等の免許登録が無い場合の対応について

建築士等の免許登録の有無を確認したことにより、一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士を詐称していると疑われる事案が発覚した場合には、別途連絡する方法により速やかに国土交通省に報告すること。

なお、建築士でなければならない設計又は工事監理について、設計者又は工事監理者である建築士の免許登録が無い場合には、建築基準法第6条第3項に基づき、当該確認申請書を受理することができないので、念のため申し

添える。

3. 受講すべき定期講習が受講されていない場合の対応について

確認申請書等に記載された建築士等について、受講すべき定期講習が期限内に受講されていない場合は、当該建築士等に定期講習の受講を促すよう申請者（又は代理者）に求めること。

また、四半期ごとに、当該建築士等のうち一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である者の登録番号、氏名、所属する建築士事務所の名称、所在地等を別途連絡する方法により国土交通省に報告すること。

以 上

国住指第3330号
平成24年12月3日

北海道開発局事業振興部長
各地方整備局建政部長
内閣府沖縄総合事務局開発建設部長

殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について
(技術的助言)

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

建築物の設計者等が建築士であることについては、建築確認手続きにおいて建築士免許証等の写し等により確かめているところですが、今般、一級建築士免許証の写しの偽造により、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案が全国で発覚していることを踏まえ、同様の事案の再発防止を図る観点から、より厳格な方法により建築士免許登録の有無を確かめることが必要とされています。

また、平成20年施行の改正建築士法により、建築士事務所に属する建築士に対する定期講習の受講が義務付けられ、平成24年3月をもって受講の経過措置期間が終了したところですが、未受講者に対する定期講習の受講促進のためには、建築確認手続きの機会をとらえ、設計者等である建築士に対して定期講習の受講を促すことが有効です。

このため、平成25年1月より、下記により、建築主事及び指定確認検査機関において、建築確認手続きの中で建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認していただきますようお願いいたしますので、貴職におかれましては、貴地方整備局長指定の指定確認検査機関に対して、この旨周知方お願いいたします。

なお、当面、本技術的助言を根拠として建築確認手続きにおける免許登録の有無を確認していただきますようお願いいたしますが、今後、平成19年国土交通省告示第835号（確認審査等に関する指針）を改正し、建築士の免許登録の有無を確認する方法について同告示に位置付ける予定であることを申し添えます。

記

1. 建築士等の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認する方法について

確認申請書、完了検査申請書又は中間検査申請書（以下、「確認申請書等」という。）が提出された際に、当該申請書第二面の「3. 設計者」欄又は「5. 工事監理者」欄に建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（以下、「建築士等」という。）の資格及び氏名が記載されている場合においては、記載されている全ての建築士等について、建築士等の免許登録の有無（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の有無を含む。）及び定期講習（構造設計一級建築士定期講習及び設備設計一級建築士定期講習を含む。）の受講状況について、次の方法のいずれかにより確かめること。

① 建築士免許証等及び定期講習修了証の原本による方法

申請者に対し、確認申請書等に記載された建築士等に係る建築士免許証等（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあつては、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を含む。）及び定期講習修了証の原本の提示を求め、内容を確認する。

② 建築士名簿の照会による方法

建築士法に基づく中央指定登録機関である公益社団法人日本建築士会連合会又は都道府県指定登録機関である各都道府県建築士会が発行する建築士登録内容の証明書により確かめる。

③ 建築士データベースによる方法

建築士データベースの登録情報により確かめる。

2. 建築士等の免許登録が無い場合の対応について

建築士等の免許登録の有無を確認したことにより、一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士を詐称していると疑われる事案が発覚した場合には、別途連絡する方法により速やかに国土交通省に報告すること。

なお、建築士でなければならない設計又は工事監理について、設計者又は工事監理者である建築士の免許登録が無い場合には、建築基準法第6条第3項に基づき、当該確認申請書を受理することができないので、念のため申し

添える。

3. 受講すべき定期講習が受講されていない場合の対応について

確認申請書等に記載された建築士等について、受講すべき定期講習が期限内に受講されていない場合は、当該建築士等に定期講習の受講を促すよう申請者（又は代理者）に求めること。

また、四半期ごとに、当該建築士等のうち一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である者の登録番号、氏名、所属する建築士事務所の名称、所在地等を別途連絡する方法により国土交通省に報告すること。

以 上

国住指第3331号
平成24年12月3日

各指定確認検査機関（大臣指定）の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

建築確認手続きにおける建築士免許登録の有無の確認等について
（技術的助言）

貴職におかれましては、建築行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただいておりますことを感謝申し上げます。

建築物の設計者等が建築士であることについては、建築確認手続きにおいて建築士免許証等の写し等により確かめているところですが、今般、一級建築士免許証の写しの偽造により、一級建築士でない者が一級建築士と詐称していた事案が全国で発覚していることを踏まえ、同様の事案の再発防止を図る観点から、より厳格な方法により建築士免許登録の有無を確かめることが必要とされています。

また、平成20年施行の改正建築士法により、建築士事務所に属する建築士に対する定期講習の受講が義務付けられ、平成24年3月をもって受講の経過措置期間が終了したところですが、未受講者に対する定期講習の受講促進のためには、建築確認手続きの機会をとらえ、設計者等である建築士に対して定期講習の受講を促すことが有効です。

このため、平成25年1月より、下記により、建築主事及び指定確認検査機関において、建築確認手続きの中で建築士の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認していただきますようお願いいたします。

なお、当面、本技術的助言を根拠として建築確認手続きにおける免許登録の有無を確認していただきますようお願いいたしますが、今後、平成19年国土交通省告示第835号（確認審査等に関する指針）を改正し、建築士の免許登録の有無を確認する方法について同告示に位置付ける予定であることを申し添えます。

記

1. 建築士等の免許登録の有無及び定期講習の受講状況を確認する方法について

確認申請書、完了検査申請書又は中間検査申請書（以下、「確認申請書等」という。）が提出された際に、当該申請書第二面の「3. 設計者」欄又は「5. 工事監理者」欄に建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士（以下、「建築士等」という。）の資格及び氏名が記載されている場合においては、記載されている全ての建築士等について、建築士等の免許登録の有無（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付の有無を含む。）及び定期講習（構造設計一級建築士定期講習及び設備設計一級建築士定期講習を含む。）の受講状況について、次の方法のいずれかにより確かめること。

① 建築士免許証等及び定期講習修了証の原本による方法

申請者に対し、確認申請書等に記載された建築士等に係る建築士免許証等（構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証を含む。）及び定期講習修了証の原本の提示を求め、内容を確認する。

② 建築士名簿の照会による方法

建築士法に基づく中央指定登録機関である公益社団法人日本建築士会連合会又は都道府県指定登録機関である各都道府県建築士会が発行する建築士登録内容の証明書により確かめる。

③ 建築士データベースによる方法

建築士データベースの登録情報により確かめる。

2. 建築士等の免許登録が無い場合の対応について

建築士等の免許登録の有無を確認したことにより、一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士を詐称していると疑われる事案が発覚した場合には、別途連絡する方法により速やかに国土交通省に報告すること。

なお、建築士でなければならない設計又は工事監理について、設計者又は工事監理者である建築士の免許登録が無い場合には、建築基準法第6条第3項に基づき、当該確認申請書を受理することができないので、念のため申し

添える。

3. 受講すべき定期講習が受講されていない場合の対応について

確認申請書等に記載された建築士等について、受講すべき定期講習が期限内に受講されていない場合は、当該建築士等に定期講習の受講を促すよう申請者（又は代理者）に求めること。

また、四半期ごとに、当該建築士等のうち一級建築士、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である者の登録番号、氏名、所属する建築士事務所の名称、所在地等を別途連絡する方法により国土交通省に報告すること。

以 上